

ID: 98

担当部署: 市民生活部 生活環境課

処分の概要	許可証の再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則 第11条		
例 規 番 号	平成17年規則第95号		
【根拠条文】 (許可証の再交付) 第11条 許可証の交付を受けた者(以下「許可業者」という。)は、許可証を亡失し、損傷し、又は汚損したときは、速やかに別記様式第12号による申請をし、再交付を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日